

JOURNAL

Contents

- 共催事業特集 (1) ヨーロッパの子育てと働く女性
- (2) DV被害女性支援ボランティアスタッフ養成講座
- (3) 暴力の被害を受ける子どもへの支援スタッフ養成講座
- 特集—2008年度 センターの事業紹介
- 市民グループ調査研究事業報告会
- 仕事応援セミナー
- 相模原市より一神鏡海氏議員による女子中学生への性暴力問題
- 男女平等政策策定からのお知らせ—配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正
- 登録団体紹介—めだかの会
- 国書情報ステーションコーナー—上巻のご案内

〒111-0047 www.city.yokohama.lg.jp/0044-30
 表紙イラスト：「ハーレム・パトール」江藤あゆみ（男女平等推進センター登録団体「クワッパ」所属）

春

2008
vol.21

くろめ発行

センターでは、男女平等を進める市民グループが企画し、センターが会場提供や広報を行い共催することで市民の皆さんの活動をサポートしています。
 今年度実施した共催事業から、主催グループが報告します。

(1) ヨーロッパの子育てと働く女性

(H20.1.30)

主催：NPO法人 ル・パトール

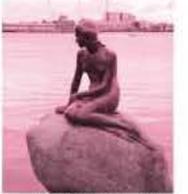
現在、私はNPO法人ル・パトールで久留米市より委託されたファミリー・サポート・センターくるめの運営をしています。今の活動をするきっかけになったのが、男女平等推進センターで行われた「子育てママ応援講座」でした。それからサークル活動やセンターで出会った方々と共催の事業の企画をするようになりました。今回は、昨年福岡県の「女性研修の翼」の団員としてオランダ・デンマークで研修し学んだ事を多くの方々と共有するために、報告会の企画をしました。
 私がそこで感じたことや、研修に行くために学んだ制度などを、3カ国で比較しながら、私の気づきを皆さんにお話ししました。
 特にファミリー・サポート・センターの事業でも、日々感じていた女性の労働と、子育てというところを中心にしました。(報告者：吉岡マサヨ さん)

私のなぜだろう?どうしてだろう?を3カ国で比較してみました。



風車(オランダ)

	HDI	GDI	GEM
デンマーク	14位	11位	4位
オランダ	9位	6位	6位
日本	8位	13位	54位



人魚姫(デンマーク)

*HDI: 人間開発指数 (Human Development Index)

「長寿を全うできる健康的な生活」「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。

*GDI: ジェンダー開発指数 (Gender-Related Development Index)
 HDIと同じ側面の達成を測定するものであるが、その際、女性と男性の間で見られる達成度の不平等に注目したものである。

*GEM: ジェンダーエンパワーメント指数 (Gender Empowerment Index)
 女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。



オランダはワークシェアリングによるパート労働が多く、デンマークではフルタイムで働く女性たちが多いようです。でも、どちらも産休・育休中の給与保障があり、賃金格差もありません。
 人が生きていく上での人生の選択肢が沢山あり、それが制度として保障されている国々では、人が人として生きるという暮らしが見えてきました。
 子どもを育てることが、親だけの責任ではなく、社会全体で育てているということが、制度からも、そこで生きる人たちからも感じられました。

報告会の後は、今久留米で出来ることを考えるために、参加した方々とグループワークで、生活の中で困っていることや、変だなあー?と思うことを話していただきました。
 ワークの中では男女問わず、「働き方の見直し」や、「久留米で起こっていることにもっと関心を持とう!」「政治の貧困」などなど...とても身近で現実的なお話がいくつも出てきました。一つでも久留米で実現できるよう、私もル・パトールも活動していきたいと思います。



(2) **「DV被害女性支援ボランティアスタッフ養成講座」では、
こんなことを行っています!**

主催: S・ば〜ぶるリボン

S・ば〜ぶるリボンでは、毎年「DV被害女性支援ボランティアスタッフ養成講座」を開催しています。共催の男女平等推進センター、各界の専門職の方たちのあたたかいご支援とご協力に支えられ、受講くださる方たちの熱意と、真摯な姿勢に励まされて、約7ヶ月・14回に及び長丁場の講座を、総力を挙げて取り組んでいます。

この講座では、女性に対する暴力をめぐる歴史や定義、構造、背景などを学ぶ概論から始まり、中盤は福祉の現場、警察署、精神科医、弁護士など、DV被害者との関連の深い分野での支援の現状に関する専門家や専門職の方からの報告、終盤は相談を受けるための基本を、グループワークやロールプレイなどのワーク中心に実践的に学びます。受講料は1回1000円ですが、この種類の講座としては「格安」と言われています。

「ボランティアスタッフ養成」としてはありますが、DV問題を体系的に学びたい人や、すでにどこかで相談員として活動している人のDV問題の研修としての参加の受け入れもしています。DV問題と向き合ってみたい方、お薦めの講座です。

毎年新しい方たちとの出会いあり、学びありで、グループのスタッフにとっても、日ごろの活動の基本に立ち返り、自分を振り返る良い機会になっています。また、初回からこの講座にご協力くださっている専門職の方たちとの、顔の見える連携を確認できる機会にもなっています。

今年も5月10日の開始に向けて準備中です。

ジャーナルの読者の方の参加をお待ちしています。



(3) **「暴力の被害を受ける子どもへの支援スタッフ養成講座
今年、3期目のスタッフが生まれます。」**

サポート オフ ザ チルド
主催: Support of the Child

Support of the Childは、暴力の被害を受けた子どもを支援することを目的としたグループです。5月には、今年で3期生目となるボランティアスタッフが、長かった養成講座を終え、子どもたちの支援活動に待望のデビューをいたします。

養成講座は、毎年男女平等推進センターの共催を得て、5ヶ月間に渡って実施しています。長期間の連続講座となるため、運営にも大変な労力を要しますが、センターをはじめ、各講師の方からの多大なる協力を得て、今年で3期を終える事ができました。

養成講座では、さまざまな子どもの現状を学ぼうと、スクールカウンセラーや養護施設、DV被害者支援グループからの話を聴きました。また、支援の基本となる「子どもの権利」について歴史や、「基本的人権としての子どもの権利」について弁護士から話を聴きました。支援活動をするための自分自身のあり方もアサーティブネストレーニングとして体験しました。

講座は全11回のコースで、現状や理論、支援活動を始めるにあたってのトレーニングと、体系的に学べる構成となっています。

養成講座の受講者は、暴力の被害を受けている子どもの問題を、自らの経験やさまざまな思いに込め、少しでも子ども達の支援につなぎたいと、毎回熱心に受講されています。

この養成講座を通じ、暴力の被害を受けている子どもへの支援の輪が広がることと、私たちの活動をより多くの市民に知っていただく機会になればと願います。



20代カップルの恋愛事情

—男女間のギャップをみつめて—

センターでは毎年、身近な女性(男性)問題をテーマに公募による調査研究事業支援を行っています。今年度は2グループがデートDVや、若者の恋愛事情について研究を行い3月1日に市民の皆さんに報告しました。



「青年期の性意識と恋愛モラルに関する調査」

久留米大学青年期研究会



男女学生の性意識や恋愛モラルについて、県内大学生の500余人から得たアンケート結果を分析して発表。調査からは、男女が共に生活をし、相談しあえる環境が男女平等意識を高める重要な要因ではないが、まだ恋愛には性交渉が視野に入ってくる時代に生きながら性知識は十分でないことが述べられました。性役割観の調査からは、男女平等について認識しているながらも、実社会を経験していないための憧れからか、多くの学生が「社会で男性と対等に働き、かつ良妻賢母でもある」女性像を理想としていることも明らかにされました。

「交際相手からの暴力防止啓発プログラムに関する若年層の意識調査」

NOISHくるめ

縛ることが「愛情の証」と思い込んでしまう10代~20代の恋愛関係にあるカップルにおける暴力。交際相手からの暴力に気づき、若者たちが受け入れやすい啓発プログラムを作るために、大学生の男女5人から、現代の若者の恋愛観とその実態を聞き取り調査。その中で、若者たちの恋愛を否定しないことが重要であるとわかったものの、恋愛をめぐる行動にジェンダー意識による縛りがあること、縛りあう関係を携帯電話が強化していることなどが明らかにされました。この実態をふまえた「デートDV防止プログラム」の作成に際し、携帯電話をモチーフにした寸劇が有効であり、それを題材にグループで意見交換するなど、自分以外の考えを知ることができるようなプログラムが望ましいとの提言がありました。



(※調査研究の概要をまとめた報告書をご希望の方は、センターまでご連絡ください。)

知って活かそう 働くルール

しごと応援セミナー (第1回/1/19 第2回/1/26)

講師 渡邊富美子(弁護士)

雇用の流動化が進み、仕事が変わることが増えてきています。また、雇用形態も、正社員のほか、パート・派遣・契約社員と多様化しているだけに、自分が今、どんな条件で働いているのか、知っておくことはとても重要です。

第1回目「あなたの働き方はどのパターン?」では、雇われて働く人を守る法律の数々について概観したのち、各人の労働条件をチェックする作業をしました。自分の雇用主は誰か、働く場所がどうして他社なのか等の疑問が出てきた人もいて、雇用形態の違いを具体的に学ぶことができました。

その後、この3月から施行の「労働契約法」の解説。これまで積み重ねられてきた判例を基本としてつくられた新法は、働く者にも使用者にも、雇用のルールとして機能できるよう期待されています。



第2回目「ちょっと困った経験ありませんか」は、職場のトラブルとして多い問題、①時間外労働や年休などの時間管理に関すること、②セクハラやいじめなど人間関係についてと、2班に分かれて情報交換と解決策についての話し合いをしました。

各班とも真剣に自分の経験を語りあい、法律的な判断が必要などころでは、講師がコメント。また、職場でかかっていることに直面した時の対応策として、「経過や事実関係の記録を残す」「職場で共感者をさがす」「公的な相談窓口や専門家に相談してみる」などのアドバイスがありました。

参加者からは「色んな職場の実情を聞いて驚いた」「労働法のことを知って勉強になった」などの感想が多数出されました。

「男女共同参画社会へ発信」

私たち「めだかの会」は、異業種で働く女性の学習グループ(19人)です。福岡県筑後労働福祉事務所主催「働く女性向けの支援セミナー」(1999年)を受講したメンバーが中心となって、自主的な活動を続けている。今年で19年目を迎えて、2ヶ月毎に発行している会報も102号になりました。童謡「めだかの学校」にちなんで名づけたグループ名。誰が生徒か先生かというように、お互いが得意分野の先生になって学習を続けています。そして、タイムリーなテーマについて学習し、成果を主に寸劇を中心に色々な場所で発表してきました。

男女平等推進センターの開館時(2001年)の、くるめフォーラムでは、寸劇「めだかはこのころの？」を上演。地球温暖化と環境ホルモンを中心に、環境問題の深刻さを訴えました。その他、これまでに「ドメスティック・バイオレンスの寸劇や「子育て支援」のワークショップなど、女性問題を色々な側面から取り上げてきました。上演の前は、いつも夜遅くまで練習と衣装や小道具製作に追われます。それも賑やかで楽しい活動です。



2年前から、「団塊の世代」の地域デビューについて学習を続けていて、今年くるめフォーラムには、ぜひ、この企画で参加したいと思っています。他のグループやより若い人たちとも連携して、色々な劇やワークと一緒に企画できたらとも思っています。女性の能力が十分発揮できる社会の実現を目指して、一緒に学習しませんか。若い方の参加大歓迎!!

相談室だより

「新聞記事に見る事件から」
今回は、沖縄海兵隊員による女子中学生への性暴力問題を取り上げます。

被害者が受ける二次被害
性暴力の被害者は、警察官や検察官による事情聴取で、何度も何度も同じ話をし、被害状況について実に微に入り細にわたりに聴かれます。公判でも同じです。被害者は、被害を受けたときと同じ状況に何度も引き戻され、同じ感覚を再体験します。訴えることごとくは、このような状況を引き受けなければならないわけで、相当な精神力があってもなお、苛酷としか言いようのないものです。

「少女にはなぜ?(加害者は釈放されて)大丈夫?」と思う一方、同時掲載の「被害者にとって裁判は苛酷だからその方が良かった」とするコメントから、状況を理解した方も多いと思います。

被害者の求めるサポートとは
相談の場面で出会う多くの被害体験者は、感情を抑えながら無表情で淡々と話されます。その状態に、相談者の心の傷の深さが伝わってきて心が痛くなります。被害者を癒せる特効薬はありません。それだけに周囲の関係者はとまどいますが、今回の告訴取り下げの記事に、私たち相談に関わる者は、被害者の気持ち・意思を大切に、被害者の求めるサポートを心がけなければいけません。改めて肝に銘じた次第です。

「この子が、95年の少女強かん事件同様今回も、被害者への気遣いよりも、基地の存在をめぐり騒然とした状態の方がエスカレートしてきた中でこの告訴取り下げです。これ以上被害者を苛酷な状況に追い込まないために必要な選択だったと思えます。」

被害者が受ける二次被害
性暴力の被害者は、警察官や検察官による事情聴取で、何度も何度も同じ話をし、被害状況について実に微に入り細にわたりに聴かれます。公判でも同じです。被害者は、被害を受けたときと同じ状況に何度も引き戻され、同じ感覚を再体験します。訴えることごとくは、このような状況を引き受けなければならないわけで、相当な精神力があってもなお、苛酷としか言いようのないものです。

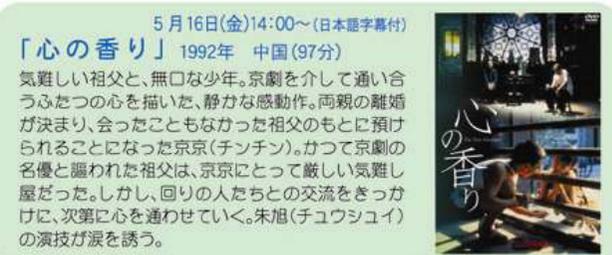
「この子が、95年の少女強かん事件同様今回も、被害者への気遣いよりも、基地の存在をめぐり騒然とした状態の方がエスカレートしてきた中でこの告訴取り下げです。これ以上被害者を苛酷な状況に追い込まないために必要な選択だったと思えます。」



上映会のご案内 DVDの貸し出しOK!



4月18日(金)14:00~(日本語字幕)
「アイ・ラブ・ユー」1999年 日本(111分)
ろう者の朝子は聴者の消防士の夫と小学3年生の娘と平凡な生活を送っている。彼女は自分の手話をみた同級生から娘・愛が学校でいじめられていることを知り、ショックを受ける。朝子は愛を勇気付けようと自分が前向きに生きる姿を見せるためにろう者の劇団に入ることを決意する。日本で初のろう者の女優・足立亜希子のデビュー作



5月16日(金)14:00~(日本語字幕)
「心の香り」1992年 中国(97分)
気難しい祖父と、無口な少年。京劇を介して通い合うふたつの心を描いた、静かな感動作。両親の離婚が決まり、会ったこともなかった祖父のもとに預けられることになった東京(チンチン)。かつて京劇の名優と謳われた祖父は、東京にとって厳しい気難し屋だった。しかし、回りの人々との交流をきっかけに、次第に心を通わせていく。末旭(チウフシユイ)の演技が涙を誘う。



6月20日(金)14:00~(日本語字幕)
「アイ・ラブ・フレンズ」2001年 日本(113分)
ろう者のカメラマン・美樹は夫を亡くし、息子と義妹と3人暮らし。ある日、心に深い傷を負った造園家・柴田と出会う。過去から立ち直れず、人との関わりを避けようとする柴田だが、不思議な力によって美樹との距離は縮まっていく。人との関係によって傷つき、また、人との関係によって「生きる力」をもらうということを思い起こさせてくれる作品。

久留米市男女平等推進センター
〒830-0037 久留米市諏訪野町1830-6
え〜るピア久留米内
TEL.0942-30-7800
FAX.0942-30-7811
URL:http://www.city.kurume.fukuoka.jp
E-mail:danjo-c@city.kurume.fukuoka.jp



男女平等政策室からのお知らせ

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が平成20年1月11日から変わりました

○改正の主な内容

- I 保護命令制度の拡充
1 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
2 電話等を禁止する保護命令
① 面会の要求
② 行動の監視に関する事項を告げること等
③ 著しく粗野・乱暴な言動
④ 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)
⑤ 夜間(午後10時~午前6時)の電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)
⑥ 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
⑦ 名誉を害する事項を告げること等
⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等
3 被害者の親族等への接近禁止命令
II 市町村基本計画の策定の努力義務
III 配偶者暴力相談支援センターに関する改正
1 市町村による配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務
2 被害者の緊急時における安全の確保を配偶者暴力相談支援センターの業務として明記
IV 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知
内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト(http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm)を開設しています。

ひとりで悩まないで相談してみましょう

Table with 2 columns: Contact information for various support centers and a note that consultations are free and confidential.